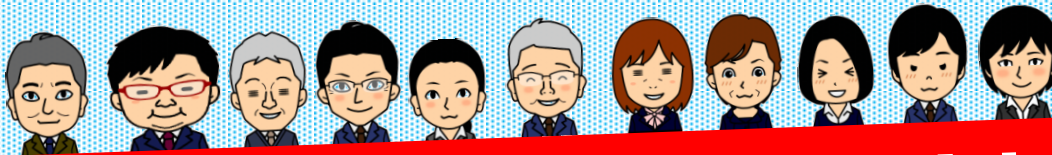


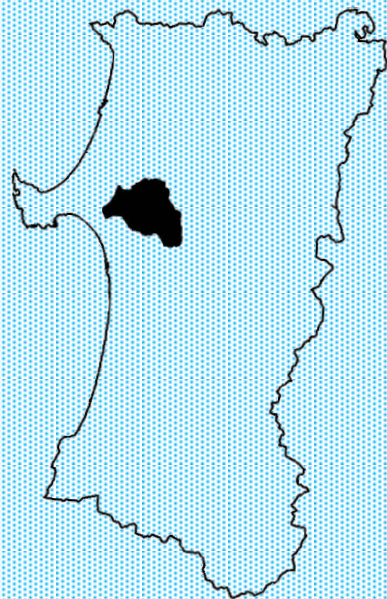
# 労働保険の基本

～雇うとき 絶対必要です～

## 解説ハンドブック



湖東の商工業者をフルパワー支援!!!



# まえがき

日頃は商工会に対し格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

湖東3町商工会では、職員が一丸となり支援充実を図り、日常的な支援業務はもちろん、経営力強化や地域資源の掘り起こし、事業者同士の連携強化、講習会などの支援メニューにより、事業者の皆様の経営発展や地域振興に努めております。

そういった多くの事業を行う中で、従業員の事故で企業責任を問われる…といった、近頃メディアに取り上げられる機会が多い「労働災害」について考えさせられる機会が多くなっております。

事業所を円滑に運営し、労働者の能力を十分に引き出すためには、適切な労務管理が必要です。労務管理とは、企業の経営資源と言われる「ヒト・モノ・カネ」のうち、企業の宝である「ヒト」を対象とする管理業務です。

今回は、労務管理の基礎的事項である「労働保険」について改めて情報発信すべく、この冊子を作成しました。

この『労働保険の基本解説ハンドブック～雇うとき絶対必要です～』では、労働保険に関する基礎的な解説や、労働保険事務の委託に関する事項を紹介しています。ご覧頂く事業所の皆様には、この冊子をきっかけに、事業所、ひいては家庭や地域の宝である従業員の皆様を守るための「労働保険」について知識を深めていただければ幸いです。

## Contents

---

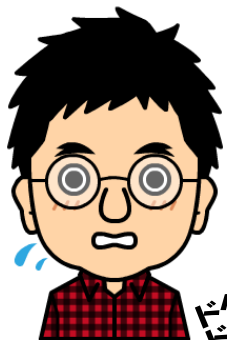
そもそも労働保険とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

解説！労災保険・雇用保険の仕組みとそれぞれの違い・・・・2ページ

なぜ商工会が労働保険に関係しているか・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ前半

労働保険の事務委託について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ後半～

# 人を雇うなら必ず加入しなければならない？ 労働保険ってそもそも何？



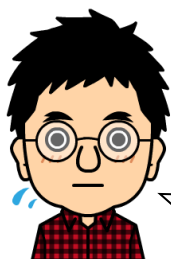
この人は、湖東地区でお店を営む湖東太郎さん。業務拡大で人手が足りず、従業員を雇うことを決意。人を雇うには相応の義務が発生します。しかし、太郎さんのお店で人を雇うのは初めての事です。当然、「労働保険」なんかについても詳しく知らないわけで…



商工会 菊地 功

菊地さーん！ちょっとちょっと！

お！なしたすか太郎さん？慌てちゃって。



うちの店で、今度従業員を雇うことになったんだよ。自分と家族だけじゃ手が回らなくなってきちゃってね。そしたら、同業の社長さんから『労働保険』に入れないといけないよって言われたんだ。「商工会さ聞け！」って。労働保険って・・・何？

んだすなあ～。人雇うんだバ、絶対入れねばねっス。

労働保険は「雇われて働く労働者を保護するための保険」  
なんですよ。



○労災保険（労働者災害補償保険）

○雇用保険

この2つを合わせて「労働保険」と呼ぶ。

「労働保険」は“強制保険”であり、  
人を雇用する事業所はもれなく加入し、保険料を納付しなければならない。

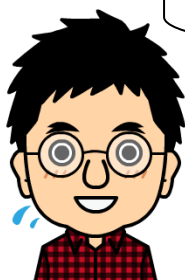
※農林水産事業の一部を除きます。

POINT!!

尚、保険の給付に関しては、「労災保険」と「雇用保険」でそれぞれ別々に行われるのですが、保険料納付については、原則として両保険を「労働保険」として一体的に取り扱っています。



そうかあ～。労働保険は  
「労災保険」と「雇用保険」の二つを総称しているんだね。  
で、それぞれ具体的にどういうものなの？



# 解説！労災保険・雇用保険の仕組みとそれぞれの違い

## 労災保険とは・加入・支給条件

---

### ○労災保険とは・・・所管：労働基準監督署

労働者が業務中や通勤中に発生した事故などに起因して負傷、疾病、死亡した際、厚生労働省から「この件は労災と認めます」という旨の認定を受ければ保険料が支給されるものです。一般の医療保険をイメージすると解り易いかと思います。実は“事業主を守る”ための保険でもあります。労働者が業務上の事故でケガなどをした場合、事業主は様々な補償を自らの負担で行う義務がありますが、それを補償してくれるのが労災保険なのです。労災保険料は、すべて事業主負担であり、労働者が支払うものではありません。

### ○労災保険の適用事業所

労働者を雇う全事業所が対象となります(個人の農林水産業で労働者数5人未満の場合不要)。

### ○労災保険の対象となる労働者

雇用形態にかかわらず、適用事業所で雇用されている全員が対象です。労働者個人の加入でなく、事業所自体が加入し、事業所で働く人全員対象になる制度です。

### ○労災保険の給付を受けるには

病院などで受けた診断書を以って、書類や請求書を労働基準監督署に提出します。補償は事故の内容、程度によって異なり、病院に通院した場合は、その医療費の8～10割が補填されます。休職が必要になった場合は、その期間の給料の一部が補償されます。

## 雇用保険とは・加入・支給条件

---

### ○雇用保険とは・・・所管：公共職業安定所(ハローワーク)

労働者が職を失った場合に、次の職が見つかるまでの一定期間、教育訓練を受け、保険が給付されるものです。一般に“失業保険”と呼ばれるのは「雇用保険」のことです。また、この保険料から、皆さんが働く環境を守るための雇用維持助成金、新規雇用助成金、職場環境改善助成金、キャリアアップ助成金など、幅広い助成事業も展開されています。事業主と労働者の保険料負担割合は、業種によって詳細に定められています。労働者負担分は、給与から天引きする形です。

### ○雇用保険の適用事業所

基本的に全事業所が雇用保険適用事業所となり、強制的に加入することが求められます(個人経営の農林水産業で、労働者が5人未満の場合は対象外)。

### ○雇用保険の対象となる労働者

対象となるのは、1週20時間以上、31日以上継続して雇用見込がある労働者で、パート・アルバイトも雇用保険対象となります。また、従来は新規加入には年齢制限がありましたが、2016年10月の制度改正によって65歳以上でも加入できるようになりました。

### ○雇用保険の給付を受けるには

労働者が雇用保険の給付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・雇用保険の適用事業所で働いていること
- ・1年以上雇用保険に加入していること(複数の会社で働いている場合は合計が1年以上)
- ・失業後、働く意志があつて就職活動(ハローワークから求人に応募する、ハローワークの就職説明会に参加する、職業訓練を受けるなど)をしていること。



まとめると…

## ○労災保険

労働者が業務や通勤の事由によって負傷、疾病、死亡した場合に労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うもの。また被災労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図る事業も行っている。

## ○雇用保険

労働者の失業及び雇用継続困難となる事由が発生した場合に、生活及び雇用安定を図ると共に、再就職促進のため必要な給付を行うもの。失業の予防、雇用構造改善を図るための事業も行う。

**POINT!!**



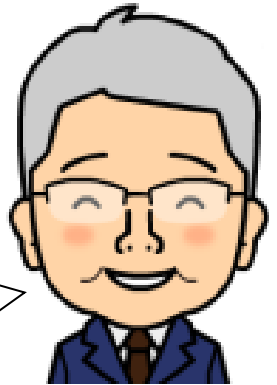
なるほどね～。  
正に「雇われて働く労働者を保護するための保険」なんだねえ。  
ところで、何で商工会が関係しているの???

それは、商工会が厚生労働大臣の認可を受けた  
**「労働保険事務組合」**だからです。  
だから、**商工会員の事業主は、商工会に一定の手数料を支払うこと  
で、自身が行うべき労働保険の事務を委託することができるのです。**



へえ～知らなかった!!じゃ、僕のお店の労働保険に関  
する事務も、商工会に委託すればやってもらえるの?

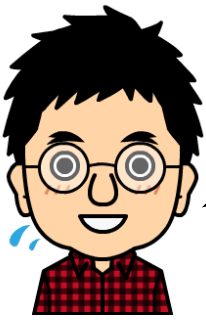
太郎さんは、湖東3町商工会の会員ですから、  
所定の手続きで事務を委託することができますよ!  
しかも、労働保険事務組合への事務委託には、  
こんなメリットがあるんです!



## ○労働保険事務組合に委託するメリット

**POINT!!**

- 1) 労働保険の申告・納付の労働保険事務を事業主に代わって処理するので事務の手間が省ける!
- 2) 労働保険料の額に関わらず3回に分割納付できる!
- 3) 事業主や家族の方も申請により労災保険に『特別加入』が  
でき、業務上の労災補償給付が受けられる!!



えっ!?商工会に事務委託すれば、  
**事業主の僕や家族も労災保険に入れるんだ!**  
これはすごいね!うれしいね!

**んだすべえ〜?**

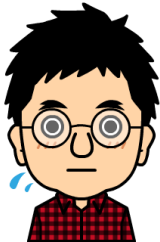
労働保険事務組合ならではの特別な制度なんだよ。  
ちなみに...



## MEMO

労働保険を事務委託するには、事業所で使用する労働者数について規定の上限を越えないことが要件になります。

- ・金融業、保険業、不動産業、小売業は50人以下
- ・卸売業、サービス業は100人以下
- ・製造業、上記 1 及び 2 以外の業種は300人以下



へえ〜、そうなんだ。  
僕のお店は小売業で、今回1人雇うだけだから、  
とりあえず、労働者数の人数要件は文句なしでクリアだね。  
でも、事務委託ってどの程度までやってもらえるの?

う〜ん・・・  
詳しくは、その手続き・事務作業毎にお話ししなければ  
解りづらいと思うのですが、一応お話しすると・・・

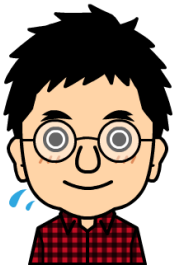


## MEMO

労働保険事務組合が委託事業主に代わって行う事務処理の範囲

- ・概算保険料、確定保険料などの申告及び納付等事務
- ・保険関係成立届、労働保険の任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等事務
- ・労災保険特別加入申請等事務、雇用保険被保険者届出等事務
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

※委託の解除・・・委託者が法令や別に定める事務処理規約に違反したときは、委託を解除することがあります。



たしかにちょっと難しいけど・・・  
結構たくさんのをやってもらえるんだね。  
**これくらい支援してもらえれば、僕のお店も大丈夫そうだ！**  
ちなみに、料金はどのくらいかかるの？

定額制ではなく、加入状況によって異なりますが、  
概ね以下の通りとなっています。



## MEMO

### 労働保険事務委託の手数料 ※平成29年度現在

#### 【事務委託手数料】

- ・労働保険の加入形態により、概算保険料の6～9%
- ・下限5,000円～上限40,000円(税抜)

#### 【届出事務手数料】

- ・届出書1件につき500円(税抜)
- ・離職票、60歳到達時賃金月額証明書、育児・介護休業開始時賃金月額証明書、年度更新事務処理については1件1,000円(税抜)

※当会では、一人親方等(労働者を使用しない自営業者)の事務委託は行っておりません。ご了承ください。



わかりました！商工会にお願いすることにするよ！  
あとで改めてお願いしに来るから、  
とりあえず最初に持ってきた方が良いモノってあるかい？

## MEMO

### 労働保険事務委託開始時に必要な物品

- ・労働者名簿、雇用契約書
- ・出勤簿(orタイムカード)・賃金台帳・職歴を確認できる履歴書 等

まずは、これらをご用意ください！  
ご来訪、心よりお待ちしております。



## 労働保険への加入は事業主の義務！

労働者は、事業所はもちろん、その家族、地域にとっても大切な宝。  
その宝を守るためにも、そして事業所の未来を守るためにも、労働保険は大切なツールです。  
労働保険にしっかり加入し、事業主としての責務を果たしましょう！

継続的な経営支援でひとり一人と共に成長する

# 湖東3町商工会

